

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2023年2月2日

【発行者名】 H S B Cアセットマネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役 金子 正幸

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋三丁目11番1号

【事務連絡者氏名】 松永 七生子

【電話番号】 代表（03）3548-5690

【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 H S B C 新B I C sファンド
（ファンドの名称を2023年2月3日付けで「H S B C 新B R I C s
ファンド」から「H S B C 新B I C sファンド」に変更）

【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】 1兆円を上限とします。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2022年9月27日をもって提出した有価証券届出書（2022年11月24日付提出の有価証券届出書の訂正届出書にて訂正済み。以下「原届出書」といいます。）について、主要投資対象とする投資信託証券を変更し実質的な主要投資対象を変更することが決定しましたので、当該変更に関連する記載の変更を行うため、本訂正届出書を提出します。

2【訂正の内容】

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

＜訂正前＞および＜訂正後＞に記載している下線部_____は訂正部分を示し、＜更新後＞に記載している内容は原届出書の更新後の内容を示します。なお、図もしくは表が含まれる部分については、下線を省略する場合があります。

第一部【証券情報】

（1）【ファンドの名称】

＜更新後＞

HSBC 新B I C s ファンド（「ファンド」といいます。）

※ファンドの名称を2023年2月3日付けで「HSBC 新B R I C s ファンド」から「HSBC 新B I C s ファンド」に変更。

（4）【発行（売出）価格】

＜更新後＞

発行価格（購入価額）は、購入申込受付日の翌営業日の基準価額^{*}とします。

^{*} 「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を受益権総口数で除した1口当たりの価額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されます。

基準価額については、販売会社または「(12) その他」に記載の＜照会先＞にお問い合わせください。その他、原則として計算日（基準価額が算出される日）の翌日付の日本経済新聞朝刊にも「新B I C s 株」の略称で掲載されます。

（12）【その他】

末尾の＜信託約款の変更（予定）について＞を削除します。

＜更新後＞

①申込証拠金はありません。

②日本以外の国・地域における発行はありません。

③振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピューターシステムにより管理する制度を「投資信託振替制度」といいます。ファンドの設定、解約、償還等がコンピューターシステム上の帳簿（振替口座簿）への記載・記録により行われますので、受益証券は発行されません。

＜照会先＞

ホームページ：www.assetmanagement.hsbc.co.jp

電話番号：03-3548-5690（受付時間：委託会社の営業日の午前9時～午後5時）

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

＜更新後＞

①ファンドの目的

当ファンドは、主として、投資信託証券への投資を通じて、信託財産の中長期的な成長を目指します。

※以下、ブラジル連邦共和国を「ブラジル」、インド共和国を「インド」、中華人民共和国を「中国」といいます。

②ファンドの基本的性格

当ファンドは、「追加型投信／海外／株式」^{*}に属します。

* 一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づく商品分類です。

当ファンドの商品分類および属性区分は、以下のとおりです。

〔商品分類〕			〔属性区分〕				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
単位型 追加型	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産 資産複合	株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東（中東） エマージング	ファミリー ファンド	あ り
			債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 不動産投信 その他資産（投資信託証券（株式）） 資産複合 資産配分固定型 資産配分変更型	年2回 年4回 年6回（隔月） 年12回（毎月） 日 々 その他		ファン ド・オ ブ・フ ァンズ	な し

※ 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

（注）当ファンドが該当する商品分類および属性区分を網掛け表示しています。

〔商品分類〕

1) 単位型投信・追加型投信の区分

「追加型」は、一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ、従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

2) 投資対象地域による区分

「海外」は、目論見書または約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

3) 投資対象資産による区分

「株式」は、目論見書または約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

〔属性区分〕

1) 投資対象資産による属性区分

「その他資産（投資信託証券（株式））」は、投資対象資産による区分がその他資産（投資信託証券）で、投資信託証券への投資を通じて株式に実質的に投資するものをいいます。このため、上記〔商品分類〕の「3）投資対象資産による区分」では、収益の源泉である「株式」と記載しております。

2) 決算頻度による属性区分

「年1回」は、目論見書または約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

3) 投資対象地域による属性区分

「エマージング」は、目論見書または約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

4) 投資形態による属性区分

「ファンド・オブ・ファンズ」は、一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

5) 為替ヘッジによる属性区分

「為替ヘッジなし」は、目論見書または約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

※商品分類および属性区分の定義は、当ファンドに該当するものについてのみを記載しています。詳細につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

③信託金の限度額

信託金の限度額は、5,000億円としますが、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

④ファンドの特色

1. BICs（ブラジル、インド、中国）諸国の株式等に投資します。

- ▶ B（ブラジル）、I（インド）、C（中国）の株式等にそれぞれ投資する投資対象ファンド（投資信託証券）への投資を通じて、以下の株式等に投資します。

投資対象企業	・BICs 諸国の企業
投資対象有価証券	・投資対象企業の株式 ・投資対象企業のADR（米国預託証券）やGDR（グローバル預託証券）等 ※預託証券とは、ある国の会社の株式を海外でも流通させるために、当該株式を銀行等に預託し、その見合いに海外で発行される証券のことをいいます。

- ▶ 下記投資対象ファンド（投資信託証券）に概ね均等に投資します。
- ・HSBC グローバル・インベストメント・ファンド Brazil Equity（以下、「HSBC GIF ブラジル株式」）
 - ・HSBC グローバル・インベストメント・ファンド Indian Equity（以下、「HSBC GIF インド株式」）
 - ・HSBC グローバル・インベストメント・ファンド Chinese Equity（以下、「HSBC GIF 中国株式」）
- ※投資対象ファンド（投資信託証券）は、委託会社の判断により、見直しを行うことがあります。これに伴い、投資対象ファンド以外の投資信託証券に投資することがあります。また、BICs 諸国の株式等を主要投資対象とするETF（上場投資信託）にも投資することがあります。
- 投資対象ファンドの詳細については、後掲の《参考情報》 当ファンドが投資する投資信託証券およびその概要をご覧ください。

▶ 投資プロセス



2. 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

- ・HSBCアセットマネジメントに加え、HSBCグループ内の情報ソースを活用します。

《HSBCグループおよびHSBCアセットマネジメント》

- ▶ HSBCグループの持株会社であるHSBCホールディングス plcは、英国・ロンドンに本部を置いています。HSBCグループは、ヨーロッパ、アジア・太平洋、南北アメリカ、中東、北アフリカにまたがる63の国と地域でお客さまにサービスを提供し、その歴史は1865年の創業に遡る世界有数の金融グループです。
- ▶ 委託会社が属するHSBCアセットマネジメントは、個人・事業法人・機関投資家に投資ソリューションを提供する、HSBCグループにおける資産運用部門の総称です。HSBCアセットマネジメントは24の国と地域に拠点を持ち、それぞれのマーケットを深く理解している国際的なネットワークを活かし、お客さまにグローバルな投資機会を提供しています。

上記は本書作成時現在知りうる情報であり、今後変更になることがあります。

（HSBCアセットマネジメント株式会社は社内規程に基づき、クラスター爆弾または対人地雷の使用、開発、製造、備蓄、輸送または貿易に直接関与する企業への投資は行いません。）

（2）【ファンドの沿革】

<更新後>

2006年6月30日 信託契約締結、当ファンドの設定および運用開始

2023年2月 3日 当ファンドの実質的な投資対象を「BRICs（ブラジル、ロシア、インド、中国）諸国の株式等」から「BICs（ブラジル、インド、中国）諸国の株式等」に変更し、ファンドの名称を「HSBC 新BRICs ファンド」から「HSBC 新BICs ファンド」に変更。

（3）【ファンドの仕組み】

<更新後>

①ファンドの仕組み

- ・当ファンドはファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行います。
ファンド・オブ・ファンズとは、複数の投資信託（ファンズ）に投資する投資信託（ファンド）のことをいいます。
- ※ファンドが組入対象とする投資信託証券は、追加・変更されることがあります。

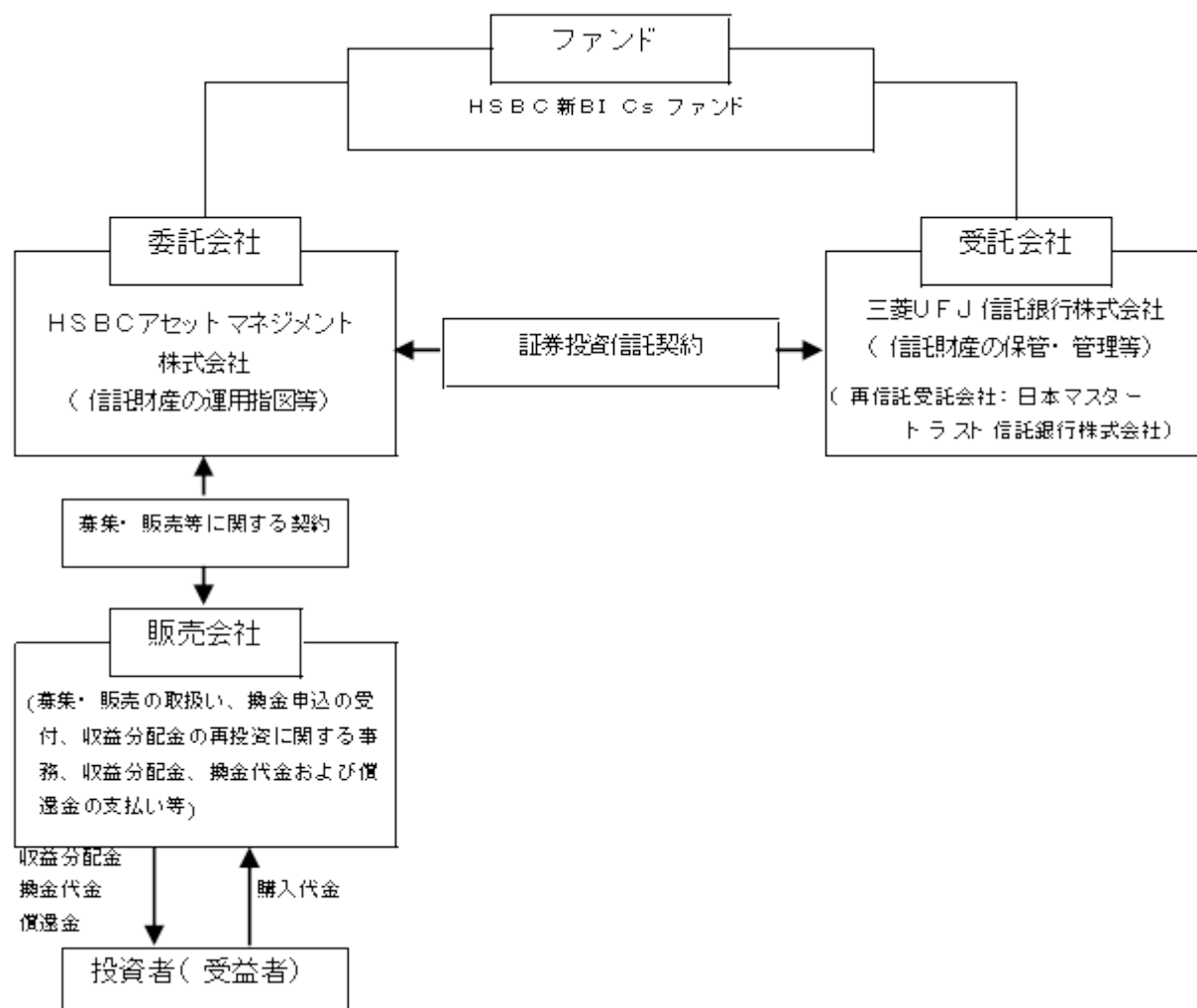


（注）損益はすべて投資者である受益者に帰属します。

※ETFは上記の仕組み図では省略しております。

※当ファンドは2023年2月3日付で約款変更を行いました。約款変更前の主要投資対象であった「HSBCグローバル・インベストメント・ファンド BRIC マーケッツ エクイティ」（「旧投資対象ファンド」、「HSBC GIF BRIC マーケッツ エクイティ」ということがあります。）の売却が完了するまで当ファンドにおいて引き続き保有する状態が続きます。旧投資対象ファンドについては、上記の仕組み図では省略しております。

②関係法人の概要



<委託会社が関係法人と締結している契約等の概要>

- 1) 受託会社と委託会社の間では「証券投資信託契約」が締結されており、信託財産の運用方針、信託報酬の総額、募集方法に関する事項等が定められています。
- 2) 販売会社と委託会社の間では「募集・販売等に関する契約」が締結されており、募集および一部解約の取扱に関する事項、収益分配金の再投資に関する事務、収益分配金、換金代金および償還金の支払いの取扱に関する事項等が定められています。

③委託会社の概況

1) 資本金の額（本書提出日現在）：495百万円

2) 会社の沿革

1985年 5月27日	ワードレイ投資顧問株式会社設立
1987年 3月12日	投資顧問業の登録
1987年 6月10日	投資一任契約にかかる業務の認可
1994年 2月17日	エイチ・エス・ビー・シー投資顧問株式会社に商号変更
1998年 4月24日	エイチ・エス・ビー・シー投信投資顧問株式会社に商号変更
1998年 6月16日	証券投資信託委託業の認可
2003年 3月 1日	H S B Cアセット・マネジメント株式会社に商号変更
2005年 4月25日	H S B C投信株式会社に商号変更
2007年 9月30日	金融商品取引業の登録
2021年11月 1日	H S B Cアセットマネジメント株式会社に商号変更

3) 大株主の状況

(本書提出日現在)

氏名または名称	住所	所有株式数（株）	所有比率（％）
ザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング・コーポレーション・リミテッド	香港クィーンズロード・セントラル1番地	2,100	100.00

2【投資方針】

(1)【投資方針】

<更新後>

①基本方針

当ファンドは、主として投資信託証券への投資を通じて信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として、ファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行います。

当ファンドの運用目的を忠実かつ適正に達成するため、投資先投資信託証券の選定は、次の点を重視して行います。

選定基準①

投資対象国および投資対象資産が、当ファンドの投資方針に合致していること

選定基準②

投資先投資信託証券の運用状況の把握、投資環境・市場状況等の情報入手の容易さ等の観点から、当ファンドの運営・管理における事務をスムーズかつ正確に執行できること

②投資態度

- 1) 主に、B I C s（ブラジル、インド、中国）諸国の株式等を主要投資対象とする投資信託証券に投資します。また、B I C s 諸国の株式等を主要投資対象とするE T F（上場投資信託）にも投資することがあります。
- 2) 上記1)の投資信託証券への投資にあたっては、「H S B C G I F ブラジル株式」、「H S B C G I F インド株式」、「H S B C G I F 中国株式」に概ね均等に投資します。
- 3) 投資対象ファンドは、委託会社の判断により、見直しを行うことがあります。これに伴い、上記の投資対象ファンド以外の投資信託証券に投資することがあります。
- 4) 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- 5) 投資信託証券のほか、コマーシャル・ペーパーおよび短期国債等に直接投資することがあります。
- 6) 償還準備に入った場合、大量の追加設定または解約による資金動向、市況動向ならびに信託財産の規模等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

<更新後>

①当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。）

- (a) 有価証券
- (b) 金銭債権
- (c) 約束手形

- 2) 特定資産以外の資産で、次に掲げる資産

- (a) 為替手形

②投資対象とする有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として「HSBC GIF ブラジル株式」、「HSBC GIF インド株式」、「HSBC GIF 中国株式」のほか、次の1)から15)までの有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1) 国債証券
 - 2) 地方債証券
 - 3) 特別の法律により法人の発行する債券
 - 4) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
 - 5) コマーシャル・ペーパー
 - 6) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前記1)から5)までの証券または証書の性質を有するもの
 - 7) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 - 8) 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 - 9) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 - 10) <削除>
 - 11) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - 12) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
 - 13) 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 - 14) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益権に表示されるべきもの
 - 15) 外国の者に対する権利で前記14)の有価証券の性質を有するもの
- なお、前記1)から4)までの証券および6)の証券または証書のうち、1)から4)までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、7)の証券及び8)の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

③投資対象とする金融商品の運用指図

前記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形
- 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6) 外国の者に対する権利で前記5)の権利の性質を有するもの

当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記1)から6)までに掲げる金融商品、前記①の1)の(b)および(c)に掲げる特定資産および前記①の2)の(a)に掲げる資産により運用することの指図ができます。

《参考情報》 当ファンドが投資する投資信託証券およびその概要

ファンド名	HSBC グローバル・インベストメント・ファンド Brazil Equity (HSBC GIF ブラジル株式)
シェアクラス	クラスJ1C
形態	米ドル建てのルクセンブルグ籍証券投資法人
運用の基本方針	ブラジルの株式を主要投資対象とし、中長期的なトータル・リターン最大の獲得を目的とします。
主な投資対象	ブラジルの株式等（ヘッジ目的および効率的なポートフォリオの運用に資する目的でデリバティブ取引を行う場合があります。）
決算日	年1回（毎年3月31日）
分配方針	原則として、分配を行いません。
マネジメントフィー*	年0.60%
その他費用	有価証券の売買にかかる手数料、租税、カストディーフィー、登録・名義書換事務代行会社報酬、監査報酬、法律顧問費用、法的書類に要する費用等
申込手数料	ありません。
償還条項	すべてのクラスの純資産額の合計が50百万米ドルを下回った場合等には、償還する場合があります。
投資顧問会社	HSBCグローバル・アセット・マネジメント（UK）リミテッド

ファンド名	HSBC グローバル・インベストメント・ファンド Indian Equity (HSBC GIF インド株式)
シェアクラス	クラスJ1C
形態	米ドル建てのルクセンブルグ籍証券投資法人
運用の基本方針	インドの株式を主要投資対象とし、中長期的なトータル・リターンの最大限の獲得を目的とします。
主な投資対象	インドの株式等（ヘッジ目的および効率的なポートフォリオの運用に資する目的でデリバティブ取引を行う場合があります。）
決算日	年1回（毎年3月31日）
分配方針	原則として、分配を行いません。
マネジメントフィー*	年0.60%
その他費用	有価証券の売買にかかる手数料、租税、カストディーフィー、登録・名義書換事務代行会社報酬、監査報酬、法律顧問費用、法的書類に要する費用等
申込手数料	ありません。
償還条項	すべてのクラスの純資産額の合計が50百万米ドルを下回った場合等には、償還する場合があります。
投資顧問会社	HSBCグローバル・アセット・マネジメント（香港）リミテッド

ファンド名	HSBC グローバル・インベストメント・ファンド Chinese Equity (HSBC GIF 中国株式)
シェアクラス	クラスJ1C
形態	米ドル建てのルクセンブルグ籍証券投資法人
運用の基本方針	中国の株式を主要投資対象とし、中長期的な資産の成長を目的とします。
主な投資対象	中国の株式等（ヘッジ目的および効率的なポートフォリオの運用に資する目的でデリバティブ取引を行う場合があります。）
決算日	年1回（毎年3月31日）
分配方針	原則として、分配を行いません。
マネジメントフィー*	年0.60%
その他費用	有価証券の売買にかかる手数料、租税、カストディーフィー、登録・名義書換事務代行会社報酬、監査報酬、法律顧問費用、法的書類に要する費用等
申込手数料	ありません。
償還条項	すべてのクラスの純資産額の合計が50百万米ドルを下回った場合等には、償還する場合があります。
投資顧問会社	HSBCグローバル・アセット・マネジメント（香港）リミテッド

*HSBCアセットマネジメント株式会社は、当該ファンドへの投資残高に応じてマネジメントフィーの一部を収受します。

※上記投資対象ファンドにおいて、日々の純流出入額がファンドの純資産額の一定割合を超える場合、取引コストや税金等の影響を軽減させるために、一単位当たりの純資産額の調整を行うことがあります。

（注）上記の内容は本書提出日現在のもので、今後変更される場合があります。また、投資対象ファンドは、委託会社の判断により見直しを行うことがあります。

上記のほか、BICs諸国の株式等を主要投資対象とするETF(上場投資信託)にも投資することがあります。

（注）当ファンドは2023年2月3日付で約款変更を行い、ロシアの株式等を主要投資対象資産からはずし、BICs諸国の株式等を主要投資対象とする投資信託証券を主要投資対象とするファンドとなりましたが、約款変更前の主要投資対象であった旧投資対象ファンド「HSBCグローバル・インベストメント・ファンド BRIC マーケッツ エクイティ」（ルクセンブルグ籍、米ドル建）の売却が完了するまで、当ファンドにおいて旧投資対象ファンドが保有されるため、当ファンドは引き続きロシアの株式等を実質的に保有しております。

（注）2022年11月末現在、旧投資対象ファンドにおいてはロシア株式等の売却を行っておりません。また、市場価格が適正でないもしくは入手できない等の場合は適正理論価格（Fair valuation）にて時価評価しており、ロシア株式等の適正理論価格は実質ゼロに近い評価をしています。これは、ロシア株式等への投資につきましては、2022年2月24日に発生したロシアによるウクライナ侵攻以降、西側諸国によるロシアへの制裁強化およびロシア中央銀行による取引規制等を受けてほとんど取引ができない状態が継続しているためです。

適正理論価格は旧投資対象ファンドの管理会社の判断により決定され、今後変更される可能性があります。

4【手数料等及び税金】

（3）【信託報酬等】

<更新後>

①運用管理費用（信託報酬）の総額

信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.43%（税抜年1.30%）の率を乗じて得た金額を費用として計上します。

②信託報酬の支払い

上記①の信託報酬（信託報酬にかかる消費税等相当額を含みます。）は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日、毎計算期末または信託終了のとき信託財産から支払うものとします。

信託報酬の実質的な配分（税抜）は次のとおりです。

委託会社	販売会社	受託会社	計
年0.50%	年0.75%	年0.05%	年1.30%

当該費用を対価とする役務の内容は、次のとおりです。

（委託会社）ファンドの運用等の対価

（販売会社）分配金・換金代金の支払い、運用報告書等の送付、口座内でのファンドの管理等の対価

（受託会社）運用財産の管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価

③投資先投資信託証券における信託報酬等

上記の信託報酬のほかに、当ファンドが投資対象とする投資先投資信託証券において、マネジメントフィーまたは信託報酬がかかります。当該投資信託証券への投資比率を勘案した当ファンドの負担は年0.60%＊程度となり、当該投資先投資信託証券において支払われます。

<参考>

「HSBC GIF ブラジル株式」、「HSBC GIF インド株式」、「HSBC GIF 中国株式」

マネジメントフィー	年0.60%
-----------	--------

（注）HSBCアセットマネジメント株式会社は、当該ファンドへの投資残高に応じてマネジメントフィーの一部を受受します。

投資対象とする投資信託証券を含めた実質的な信託報酬は、当ファンドの純資産総額に対して年2.03%＊（税抜年1.90%）程度となります。

＊ 本書提出日現在のものであり、今後変更になることがあります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（6）購入申込受付不可日

<更新後>

購入申込日がブラジル、インド、香港、イギリス（半休日を含む）の証券取引所の休場日、ルクセンブルグの銀行休業日のいずれかに該当する場合には、購入申込の受付は行いません。

2【換金（解約）手続等】

（6）換金申込受付不可日

<更新後>

換金申込日がブラジル、インド、香港、イギリス（半休日を含む）の証券取引所の休場日、ルクセンブルグの銀行休業日のいずれかに該当する場合には、換金申込の受付は行いません。

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

<更新後>

基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

基準価額の計算にあたり、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。なお、予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

<当ファンドの主たる投資対象の評価方法>

投資信託証券：原則として、計算日に知りうる直近の日の時価で評価します。

基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。また、基準価額（1万口当たり）は翌日の日本経済新聞朝刊に「新B I C s株」の略称で掲載されます。

基準価額に関しては、販売会社または次の＜照会先＞にお問い合わせください。

＜照会先＞

ホームページ：www.assetmanagement.hsbc.co.jp

電話番号：03-3548-5690（受付時間：委託会社の営業日の午前9時～午後5時）